

令和5年第2回大仙市議会定例会会議録第2号

令和5年6月8日（木曜日）

議事日程第2号

令和5年6月8日（木曜日）午前10時開議

第1 一般質問

出席議員（23人）

1番 佐藤芳雄	2番 戸嶋貴美子	3番 佐藤文子
4番 佐藤隆盛	5番 挽野利恵	6番 秩父博樹
7番 青柳友哉	8番 安達成年	9番 高橋徳久
10番 古谷武美	11番 橋本琢史	12番 小笠原昌作
13番 小松栄治	14番 本間輝男	15番 佐藤育男
16番 山谷喜元	17番 石塚 柏	18番 高橋敏英
19番 橋村 誠	21番 金谷道男	22番 大山利吉
23番 鎌田 正	24番 後藤 健	

欠席議員（1人）

20番 渡邊秀俊

遅刻議員（0人）

早退議員（0人）

説明のため出席した者

市長	老松博行	副市長	佐藤芳彦
副市長	今野功成	教育長	伊藤雅己
代表監査委員	武田哲也	上下水道事業管理者	舛谷祐幸
総務部長	福原勝人	企画部長	伊藤公晃
市民部長	伊藤 敬	健康福祉部長	佐々木隆幸

農 林 部 長	渡 邊 重 美	経 済 産 業 部 長	富 樫 真 司
観 光 文 化 ス ポ ー ツ 部 長	加 賀 貢 規	建 設 部 長	佐 々 木 英 樹
病 院 事 務 長	藤 原 孝 之	教 育 委 員 会 事 務 局 長	山 信 田 浩
総 務 部 次 長 兼 総 務 課 長	小 林 孝 至		

議会事務局職員出席者

局 長	斎 藤 秋 彦	主 幹	佐 藤 和 人
主 幹	佐 々 木 孝 子	主 査	藤 澤 正 信
主 任	小 山 田 竜 司		

午前10時 開 議

○議長（後藤 健） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

欠席の届け出は、20番渡邊秀俊議員であります。

○議長（後藤 健） 本日の議事は、議事日程第2号をもって進めます。

○議長（後藤 健） 日程第1、一般質問を行います。

順次質問を許します。6番秩父博樹議員。

（「はい、議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、秩父議員。

【6番 秩父博樹議員 登壇】

○議長（後藤 健） はじめに、1番の項目について質問を許します。

○6番（秩父博樹） おはようございます。公明党の秩父博樹です。3項目、通告させていただいております。よろしくお願ひいたします。

はじめに、誰もが投票しやすい環境づくりについて質問させていただきます。

先般、4月には統一地方選挙が行われ、当選挙区においても秋田県議会議員一般選挙が行われましたが、その際、投票所において、障がい者や高齢者などを手助けする制度の必要性を感じました。そこで、「投票支援カード」の導入を提案したいというふうに思います。

全ての市民が選挙では投票する権利を持っております。しかし、選挙権があっても、それを行使できず、投票行動に参加できない有権者がいました。その代表格が重度知的や重度身体障がいを持った方々です。

障がい者の投票率については、データがないので何とも言えませんが、投票するまでのハードルが健常者に比べて格段に高いことは確かです。投票所のような場所に1人だと、パニックのような状態になってしまいます。また、投票所のスタッフにうまく説明できずに、投票を諦めて途中で棄権をしてしまう。そのハードルを低くするのに役に立つのが「投票支援カード」で、実際に使用している自治体があります。

この「投票支援カード」を導入している市町村は、例えば札幌市、狛江市、四国中央市、足立区など、そのほかにも多数ありますが、例えば札幌市で導入されている選挙支援カードは、A4サイズのもので三つの質問が書かれております。まず一つ目は「会話ができる、メモができる、指さしができる」このどれかに丸を入れます。二つ目に「投票所の道案内が必要か」、3つ目は「自分で投票用紙に書くことができるか」という質問に、それぞれ「はい」か「いいえ」で丸をつけていきます。質問1では、どのようなコミュニケーションの方法がよいかを伝え、質問2では付き添いが必要かどうかの意思表示をします。さらに、質問3では、代理投票の申請を希望するかどうかを伝えられるようになっています。質問は、選択式にして、丸を付けるだけで必要な支援を伝えられるように工夫をされております。導入以来、選挙支援カードを使って投票し、パニックのような状態にはならず、投票を諦めて途中で帰ってしまうということもなくなったと、投票所のスタッフに付き添ってもらって1票を投じているそうです。

また、四国中央市では、4月の統一地方選から「投票支援カード」と、それから、イラストや文字指などでさして困っていることを伝える「コミュニケーションボード」を導入しております。投票支援カードはA4版で、投票に際して手伝ってほしい内容にチェックを入れて、入場整理券と一緒に係員に手渡すと、スムーズに投票できる仕組みになっております。具体的には、「投票用紙に代わりに書いてほしい」「候補者名を読んでほしい」「候補者名を書いた紙や名刺を見て、書いてほしい」など6項目が記載されており、市のホームページからダウンロードして印刷できるようになっております。また、あわせて、同統一地方選から、投票所内で予想される困り事や手伝ってほしいことを絵や文字で表示したA3版のコミュニケーションボードを各投票所に配備し、「書き間違えた」「トイレの場所を教えて」「投票所入場券を忘れた」などのトラブルに対

して、指でさすことで自分の意思を伝えることができるようになっております。

当市においては、ショッピングセンターへの期日前投票所の開設や、それから、移動期日前投票所の開設など、有権者の利便性を考慮した事業が実施されておるところですが、さらに「誰もが投票しやすい環境づくり」に努められたいと思います。

選挙権の行使は、基本的人権の中でも最も重要な権利であり、民主主義の根幹をなす事項の一つであることは言うまでもありません。そのため、各地で選挙権の回復を求める裁判が起こされ、これを違憲と提訴した障がい者らが続々と勝訴し、そして、2013年には公職選挙法が改正されました。

そこで、お尋ねいたします。「投票支援カード」及び「コミュニケーションボード」を、本市でも導入してはいかがでしょうか。市当局のご所見をお伺いしたいと思います。

1 項目目、以上です。

○議長（後藤 健） 1 番の項目に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 秩父博樹議員の一つ目の発言通告であります「投票支援カード等の導入」に関する質問につきましては、総務部長に答弁させますので、よろしくお願いたします。

○議長（後藤 健） 福原総務部長。

○総務部長（福原勝人） 秩父博樹議員の質問にお答え申し上げます。

質問の「投票支援カード」及び「コミュニケーションボード」の導入についてであります。

投票に当たりましては、投票者の求めに応じ、職員が投票を補助する代理投票制度がございますが、これについては、第三者に自分の意思を明かすことに抵抗があったり、他人とのコミュニケーションに不安を感じることで、投票所から足が遠のく方もおられるのではないかと推察されます。

また、議員ご指摘のとおり、障がいをお持ちの方などで、投票の仕方が分からない、また、それを職員にうまく説明できないといった不安を抱えているがゆえに、投票所に足が向かないというようなケースも存在するものと考えております。

「投票支援カード」や「コミュニケーションボード」は、こうした方々の投票促進のために、近年、導入されているコミュニケーションツールであると認識しており、従事者側にとりましても、投票者との円滑な意思疎通が図られることにより、負担軽減が期待される場所でもあります。

このようなことから、先進事例を参考にしながら、当市でも次回の選挙から導入を目指しまして取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（後藤 健） 再質問はありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、秩父議員。

○6番（秩父博樹） この近辺でなかなかやってるところ、まだないみたいで、ちょっとまだ遠方からのちょっと事例ご紹介させていただきましたけど、ちなみに、お話伺った四国中央市の方では、今回のその4月の選挙で28名の方が利用されたというふうに伺ったところですよ。大仙市より若干人口の多い、すごく似てる、8万ちょっとぐらいだったと思うんですけど、大仙市でもそうすれば一定程度の方が利用されるのかなというふうに想定されますので、ぜひそういう方たちが選挙しやすいような環境づくりが一步前進できればというふうに思いますので、どうかよろしく願いいたします。

1点目は以上です。

○議長（後藤 健） 次に、2番の項目について質問を許します。

○6番（秩父博樹） 二つ目に、熱中症対策の推進についてお伺いいたします。

気候変動の影響により、国内の熱中症死亡者数は増加傾向が続いており、近年では年間千人を超える年が頻発するなど、自然災害による死亡者数をはるかに上回っています。

また、今後、地球温暖化が進行すれば、極端な高温の発生リスクも増加すると見込まれ、熱中症による被害がさらに拡大する恐れがあります。

こうした状況を踏まえ、今後起こり得る極端な高温も見据えて、熱中症の発生を予防するための取り組みを一層強化することが必要と考えます。

そこで1点目に、熱中症から地域住民の命を守るための取り組みの推進についてお伺いいたします。

熱中症は、適切な予防や対処が実施されれば、死亡や重症化を防ぐことができます。ここで、熱中症は人の命に関わることであることから、熱中症対応マニュアルなどの作成や、それから暑さ指数、この暑さ指数の認知度向上や行動変容につながる情報発信も必要かというふうに考えますが、市当局のご見解をお聞かせ願いたいと思います。

2点目に、高齢者の熱中症に対する予防への意識を醸成するための取り組みについてお伺いします。

熱中症を予防するためには、脱水と体温の上昇を抑えることが基本であると言われています。熱中症で亡くなる方の多くを占めている「熱中症弱者」と呼ばれる高齢者の皆様に、熱中症予防のための行動を意識していただくことも重要です。高齢者の皆様は、暑さや喉の渇きに対して敏感ではなくなっているケースもあります。消防庁の調査によると、熱中症による救急搬送者の約5割が高齢者となっております。高齢者の熱中症を予防していくためには、介護や地域保健部門の関係者が一体となって対策を的確に進める必要があります。

そこで、高齢者の皆様への効果的な熱中症予防を進めるために、介護や地域保健部門の関係者と連携し、どのような取り組みを進めているのか、お聞かせ願います。

3点目に、高齢者世帯等のエアコンの整備や点検を促す取り組みについてお伺いいたします。

いざ高温になった時、エアコンを入れても動かないとか、エアコンのフィルターが汚れていて部屋が冷えないとか、エアコンのトラブルが命に及ぶ危険性もあります。熱中症による救急搬送者における発生場所の7割が屋内となっております。熱中症の予防のためには、クーリングシェルターの整備にあわせて、外出が難しい高齢者世帯等のエアコンの点検や整備の推進も必要であるというふうに思います。また、脱炭素化の観点も組み入れたエアコンのクリーニングなど、普及促進なども重要と考えます。

そこで、エアコンの整備や点検の推進に向け、積極的な勧奨も必要かと思いますが、ご見解をお聞かせ願います。

4点目に、エアコンの利用控えについてお伺いします。

電気料金が高騰する中で、エアコンの利用を控えたりする方も少なくないというふうに思います。特に「熱中症弱者」と呼ばれる高齢者の皆様は、節約への意識が高い方も多いかと思います。

そこで、熱中症特別警戒情報が発令された時に、躊躇なくエアコンのスイッチを活用できる環境の整備も必要と思います。電気代の高騰への対応も含めて、低所得者等に対して、適切な支援が必要と考えますが、ご見解をお聞かせ願います。

5点目に、子どもの熱中症防止の取り組みについてお伺いします。

学校における子どもの熱中症を防ぐための取り組みも大変に重要であります。学校施設においては、小・中学校等の普通教室における空調施設の整備が進められてきましたが、現在、小・中学校等の普通教室への空調設置率はどのようになっているのか、また、

空調施設を活用するための電気代の手当ては十分なのか、お聞かせ願います。

あわせて、小・中学校等にはマイボトルに冷水を補充できるボトルフィルターの設置も、昨今の気温上昇を鑑みると有効と考えますが、ご所見をお伺いいたします。

また、子どもたちの通学時の熱中症予防対策も必要と考えますが、どのような取り組みがなされているのか、また、熱中症警戒情報が発令された場合、どのように対応していくのか、お聞かせ願います。

2項目目、以上です。

○議長（後藤 健） 2番の項目に対する答弁を求めます。はじめに、今野副市長。

【今野副市長 登壇】

○副市長（今野功成） 質問の、熱中症対策の推進についてお答え申し上げます。

はじめに、熱中症対応マニュアルの作成につきましては、市独自のマニュアルは作成しておりませんが、環境省が作成した熱中症環境保健マニュアルを活用しております。

また、熱中症に関する情報発信につきましては、健康増進センターで実施する各種事業を通じ、パンフレットの配布や保健指導等による情報提供を行っているほか、FMはなびでも熱中症に関する情報提供を行っております。

今後も、熱中症が多発する時期にあわせ、WBG T（暑さ指数）の認知度向上につながる情報や熱中症対策に関する情報を、各種イベント、市ホームページ、広報等を通じて市民の皆様へ周知してまいります。

次に、高齢者の熱中症予防の取り組みにつきましては、高齢者包括支援センターで実施する各種事業、高齢者の集まる通いの場やサークル、民生児童委員協議会などにおいて、リーフレット等を活用しながら注意喚起を行っております。

また、介護施設等につきましては、地域密着型サービス事業所が開催する運営推進会議等に市職員も出席し、熱中症予防の現状確認や情報提供など、連携を行っております。

次に、エアコンの整備や点検の推進につきましては、スイッチを入れても動かないといったトラブル防止や脱炭素化の視点も取り入れた啓発について、熱中症予防の注意喚起同様に、あらゆる場面を通じて、今後、積極的に周知してまいります。

次に、エアコンの利用控えについてであります。電気料金をはじめとして物価高騰が続く中、市では、高齢者に限らず低所得世帯の負担軽減のため、住民税非課税世帯、並びに均等割の課税世帯への給付金の支給について、市議会5月臨時会において議決をいただき、現在、支給に向けた準備作業を進めているところであります。こうした給付

金も活用いただきながら、熱中症特別警戒情報の発令の有無にかかわらず、必要に応じてエアコンを利用し、熱中症予防に努めていただきたいと考えております。

【今野副市長 降壇】

○議長（後藤 健） 次に、伊藤教育長。

○教育長（伊藤雅己） 小・中学校等の熱中症対策に関する質問につきましては、教育委員会事務局長に答弁させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（後藤 健） 山信田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（山信田浩） 次に、市内の小・中学校における熱中症対策に関するご質問についてであります。

普通教室への空調設置率につきましては、令和3年度に全ての工事を完了しており、100パーセントとなっております。

空調設備の電気料等につきましては、昨年度、燃料費の高騰により補正予算での対応が必要となりました。今年度の当初予算においては、空調設備を十分に活用できるよう、昨年度の実績を踏まえた予算措置をしているところであります。しかしながら、今後も燃料費の高騰によっては、予算不足も懸念されることから、快適で安全な教育環境を提供できるよう、今後の動向を見極めながら適切に対応してまいります。

ボトルフィルターなどの給水器につきましては、学校での設置例はありません。児童・生徒は、いわゆるマイボトルを持参しており、随時水分補給をしております。学校報や保健便り等で保護者にも周知し、お茶や水など、自分の好みや家庭の判断で必要な量を持参しております。

学校では、水道水はもとより、複数ある冷蔵庫の氷や一定量の水を貯めて給水できるウォータージャグの活用、経口補水液や保冷剤の保管など、様々な備えをしております。各学校の実態に合った予防対策が進められるよう、情報提供に努めてまいります。

通学時の熱中症対策につきましては、保護者の理解を得ながら、帽子の着用や衣服の調節、安全を確認した上での水分補給などの対応をしております。あわせて、管理職等が通学時の見守り活動を行う際には、熱中症予防の視点からの声掛けを行っております。

熱中症警戒情報が発令された場合の対応につきましては、エアコンのない教室で行う授業を普通教室に変更したり、体育館や外での運動や遊びを制限したり、部活動を休止したりするなどの対応をしております。引き続き、職員会議等で熱中症予防に関する共通理解を図るとともに、天気予報や暑さ指数等を、こまめにチェックするなどして熱中

症の予防に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（後藤 健） 再質問はありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、秩父議員。

○6番（秩父博樹） この熱中症警戒への情報ですけど、特に高齢者の方々が一番情報源としているのは、若い世代と違ってテレビで、このテレビニュース等でも注意喚起されているところですけど、ただ、今回も5月、暑い日に、確か県内で8名搬送されたっていうふうに記憶しておりますが、温暖化が進む影響かというふうに思われるんですけど、年々最高気温が上昇傾向にあるという状況ですので、多分この夏も今まで以上に警戒するような態勢づくりというか、そういうのが必要かと思われまして。なので、これまでの情報発信を1ランク、上に上げていくというか、そういう取り組みが必要なんじゃないかなというふうに思っております。行動の変容につながる取り組みというか、それを進める必要があるというふうに感じております。

例えば、さっきお伝えさせていただきました暑さ指数、これに関しては、さっき副市長の方からFMはなびだとか広報だとかっていうお話あったところですけど、あと例えばこのほかに市の公式LINE、プッシュ型の公式LINEありますよね。ああいうのに載せて発信するだとか、この暑さ指数っていうこの認識を高めていく必要があるんじゃないかなと思っております。ぜひこれは公式LINEにも載せていただきたいと思います。

あとそれから、防災メールを使って発信するっていうのも、このプッシュ型の情報発信になるんじゃないかなと思うんですけど、この辺についてもちょっとご見解をいただきたいと思っておりますけど、ただ、ここに関しては多分執行部側の方は、もしかしたら担当課が違えば、防災ではないというふうないう観点ももしかしたらあろうかと思っておりますので、ちょっとその辺も伺いたいと思っておりますけど、ただ、この市民の健康、命、こういうのを守る情報に関しては、行政の中の各課の担当分けじゃなくて、やっぱり風通し良くして、使えるツールは全部使っていくという、やっぱりそういう観点も必要かと思っておりますので、防災メールせっかくあるので、やっぱりこの暑さ指数に関しては、今後、防災メール使っても市民の皆さんのもとへプッシュ型で届くような体制作ればいいんじゃないかなというふうに思います。ちょっとこの辺についてもご見解いただければという

ふうに思います。

それから、ボトルフィルターに関しては、今、親御さんたちと話して、これぐらいあれば足りるんじゃないかなって持ってきているということでした。ちょっと心配されるのは、その中で、途中で空っぽになってしまっていて、多分水道から出てくるやつでも問題はないんですけど、ただ、このボトルフィルターのいいところっていうのは、10度ぐらいに保ったものが出てくるということで、一番その熱中症に効果がある温度で出てくるというのがやっぱりいいところだと思いますので、ただ、既設の校舎等に設置するってなると、やっぱりあれ、場所嫌うので、どこでも設置できるわけじゃないので、だからそういう難しい点もあろうかと思いますが、例えば今後、市内の新設を考えている屋内の子どもの遊び場だとかその新設する場所には、最初からそういうのを考えてもいいんじゃないかなっていうふうに思います。熱中症を含むその防災の観点からも、新しい、新設する場所には、そのボトルフィルターの設置というのも検討に入れてもいいんじゃないかなというふうに思います。もしできれば、この辺についてもご見解いただければと思います。よろしくをお願いします。

○議長（後藤 健） 再質問に対する答弁を求めます。今野副市長。

○副市長（今野功成） 秩父博樹議員の再質問にお答え申し上げます。

近年、地球温暖化ということもありまして、議員ご指摘のとおり熱中症になられる方々が増えているという認識は私も同じでございまして、昨年度も大仙市におきましては、特に7月において疑われる方も含めて28人の方が熱中症において救急搬送されているということがございます。ということで、今回、先ほどの答弁におきましては、FMはなびとか各種保健指導ということでご答弁させていただきましたが、議員ご指摘のとおり、こちらから情報提供するということが、プッシュ型での注意喚起は必要なことだと思いますので、防災メール、それからLINE等で市民に自らの命を守っていただきたいという情報提供を行ってまいりたいと思います。

もちろん市民の命を守ることは、私どもこれ、各課共通の役割でございまして、庁内横断的にしっかりと対応させていただきたいと思います。

○議長（後藤 健） 次に、山信田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（山信田浩） 今、議員から指摘いただきましたように、やっぱり熱中症の予防には冷たい水が有効であるということは、文部科学省で出している熱中症対策ガイドラインの作成の手引きの方にも書かれているところであります。

一方で、ご指摘のとおり設置には、やはりなかなかハードルが高いというようなこともあります。引き続き、学校の方では、やっぱり今できる形で子どもたちに冷たい水を供給できるウォータージャグだとか氷の活用等を積極的に学校の方にお伝えして、子どもたちの熱中症対策に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（後藤 健） 今の秩父議員の質問で、新設のところ、老松市長、はい。

○市長（老松博行） 秩父議員の再質問にお答え申し上げたいと思います。

新設の、いろいろ屋内の今、遊び場を検討しておりますけれども、そうした新設の施設には、このボトルフィルターなどをね、設置を検討してほしいということでしたけれども、その方向で検討させていただきます。

○議長（後藤 健） 再々質問はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） 次に、3番の項目について質問を許します。

○6番（秩父博樹） 三つ目に、視覚障がい者への支援についてお伺いいたします。

1点目に、^{やもうしょう}夜盲症についてです。

夜盲症は、進行性の国の指定難病、網膜色素変性症として、夜盲のほかに視力低下や視野^{きょうさく}狭窄、^{しゅうめい}羞明、この羞明というのは、明るい場所で見えにくくなることですが、こういった症状があります。また、視力の低下とともに失明につながることもあり、いまだに治療方法が確立されていないことから難病指定に至っております。

夜盲症の多くは先天性で、生まれてから一度も星空を見たことのない患者も多く、夜間の外出や車の運転、映画鑑賞などで不便が生じ、日常行動が制限されるなどの課題があります。

このような患者を支援する^{あんしょし}暗所視支援眼鏡が開発され、利用者の方から喜びの声が上がっております。暗所や夜間の環境下では、より明るい視界を、視野狭窄の方には、より広い視野を提供できる器具です。

一方で、2018年秋から全国販売が開始された、この暗所視支援眼鏡ですが、価格が約40万円と高額なことから、購入時の負担が大きく、購入を躊躇している患者が多いというふうに伺っております。

そこで、本市が日常生活用具として認定すれば、大きな負担軽減を図ることができそうです。障がいを持つ方の日常生活を支援するために、日常生活用具として認定することで、

患者の購入費の負担軽減と新たな日常生活を取り戻すための支援につながります。暗所視支援眼鏡を購入費助成の対象とすべきと考えますが、これについてご所見を伺います。

2点目に、音声コードについてです。

この音声コードは、紙媒体に掲載された印刷情報をデジタル情報に変えるための二次元バーコードです。視覚障がいのある方は、必ずしも点字を読めるわけではなく、多くの方は主に音声や、それから拡大文字によって情報を得ております。文字情報を音声にする方法としては、補助者による代読や、それから、音声読み上げソフト及びアプリを用いる方法のほか、文字内容を音声コードに変換して印刷したものを活字文書読み上げ装置を使って音声化する方法があります。

視覚障がい者の情報取得をサポートするため、公的通知に、この音声コードを付与し発送してはいかがでしょうか。情報のバリアフリー化について、市当局のご所見をお伺いいたします。

3項目目、以上です。

- 議長（後藤 健） 3番の項目に対する答弁を求めます。老松市長。
- 市長（老松博行） 秩父博樹議員の三つ目の発言通告であります「視覚障がい者への支援」に関する質問につきましては、健康福祉部長に答弁させますので、よろしく願いいたします。
- 議長（後藤 健） 佐々木健康福祉部長。
- 健康福祉部長（佐々木隆幸） 質問の視覚障がい者への支援についてお答え申し上げます。

はじめに、暗所視支援眼鏡につきましては、高感度カメラで捉えた微光を増幅し、眼鏡のディスプレイに鮮明に画像として投射できる機器でありまして、網膜色素変性症等の網膜異常により、夜盲症または視野狭窄等の症状のある視覚障がい者が装着し、暗い所や夜間において視野を確保できるものであります。

令和5年4月現在、全国117の自治体におきまして、障害者総合支援法に基づく日常生活用具給付事業の給付対象としております。

本市の令和5年3月末における視覚障がい者は223人で、このうち網膜色素変性症を起因とする方は33名おります。これまで市に対して当該機器の給付に関する相談等は、ない状況にあります。しかしながら、この暗所視支援眼鏡を使用することで、日常生活の支援や社会参加の促進につながるものと考えております。先進自治体の状況等も

参考にしながら、既存の助成制度であります視覚障がい者向けの日常生活用具給付事業の対象品目に追加することで検討してまいりたいと考えております。

次に、音声コードにつきましては、デジタル化された文字情報が含まれた高密度の二次元バーコードのことでありまして、一つの音声コードに約800文字から1,000文字の情報を入れることが可能であります。この音声コードを視覚障がい者向けの日常生活用具給付事業の対象品目となっている「活字文書読み上げ装置」または専用のアプリケーションソフトをダウンロードしたスマートフォンやタブレット端末で読み込み、音声出力することで、視覚障がい者が文書等の情報を耳から取得できるものであります。

ご質問の公的通知への音声コードの付与につきましては、昨年施行された「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の推進にもつながる取り組みであります。しかしながら、音声コードに変換するための活字文書の作成に当たっては、例えば、漢字の読み方が複数ある場合などは、漢字表記の後に括弧を設け、ひらがなで記載する必要があるほか、対象文書を「市から発送される全ての文書とするのか、または、一部の文書とするのか」、それからさらには、発送先についても「全市民・全世帯にするのか、もしくは、障がい者、視覚障がい者に限定するのか」などの課題がありますので、先進自治体の取り組み事例を参考にしながら今後研究してまいりたいと考えております。

以上になります。

○議長（後藤 健） 再質問はありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、秩父議員。

○6番（秩父博樹） まず、当市に視覚障がい者の方が223名で、その中に網膜色素変性症由来の方が33名いらっしゃるということで、ただ、今、部長おっしゃったように、その中でその眼鏡を必要としている方が今いるというわけではないということで、自分自身もそういう方がいるかいないか把握できておりません。その上で、こういう眼鏡があるんだよという情報と、その中でこの眼鏡を必要としている方がいらっしゃるのであれば、使っていただきたいと思っておりますので、そのために情報発信していただければと思います。

今、ご答弁で、この日常生活用具として、その中に組み込むということでご答弁いただいたので、良かったなというふうに思います。ありがとうございます。

今時点、そういう方がいるかいないか分からないままでここで取り上げたというのは、前にここで一般質問でだったんですけど、接種済みの予防接種の免疫が低下したその若い世代に対しての再接種の助成制度というのを何年か前に大仙市でスタートしたところでした。それから、昨年10月ですけど、学校でのてんかん発作時のブコラムの投与についても昨年12月に取り上げさせていただいたところですけど、この場で取り上げたことによって、自分もそういう対象者の方がいるかいないか分からないままここで取り上げたんですけど、ここで取り上げたことによってその対象者の方から連絡をいただいて、それでお話を伺ったという、この二つに関しては、ちょっとそういう経験したもので、なので取り上げさせていただいたところでした。そういう観点から、この眼鏡についても、1人でも利用したいという方いらっしゃれば、情報としてしっかり届いてほしいなど、そういう思いで取り上げさせていただきましたので、よろしく願いいたします。

それから、2点目の音声コードについては、使っている自治体も少ないと思います。先進事例、様々調査するっていう、そういうご答弁だったと思うんですけど、多分この存在自体がまだあまり知られていないのではないかなというふうに思います。自分自身もこの存在を知ったのは、本当につい先月のことで、それで資料をいただいてきて、それを基に、それこそ部長の方に情報提供させていただいたところでしたけど、まずは当事者の皆様方にこういうのがあれば、要は活用したいか活用したくないか、そこを調査するのがいいのかなっていうふうに思います。その中で、あっそういうのがあれば便利だから活用したいねっていう声があれば、例えばですけど、対象者少なくても、試験的にでも、そういう方から活用してもらえるような、最初から長文じゃなくても、短文でもいいと思いますので、そういうところから、もし活用するとすれば、そういうところから始めればいいんじゃないかなというふうに思いますので、そういう形で対応していただければと思いますので、どうでしょうか。ちょっとそこについて伺いたいと思います。よろしく願いします。

○議長（後藤 健） 再質問に対する答弁を求めます。佐々木健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐々木隆幸） 秩父博樹議員の再質問にお答え申し上げます。

視覚障がい者に対しますこういう給付事業でありますけども、対象となる潜在的な方々、その方につきましては、なるべく市が取り組む情報が届くように情報発信、これは議員からもご指摘ありましたけども、そういう形で進めていきたいと思っております。

ので、よろしく願いいたします。

それから、音声コードにつきましても、使いたい方がいるのかいないのか、そういうのを視覚障がい者と接する場面があった時には、市としましてもPRしまして、把握して行って、その購入助成等について必要であれば検討してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解よろしく願いいたします。

○議長（後藤 健） 再々質問はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） これにて6番秩父博樹議員の質問を終わります。

【6番 秩父博樹議員 降壇】

○議長（後藤 健） 次に、9番高橋徳久議員。

（「はい、議長、9番。」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、高橋議員。

【9番 高橋徳久議員 登壇】

○議長（後藤 健） はじめに、1番の項目について質問を許します。

○9番（高橋徳久） だいせんの会の高橋徳久でございます。それでは、通告に従い、一般質問させていただきますので、当局の皆様におかれましては、ご答弁方よろしく願い申し上げます。

はじめに、大仙市のシンボル花・木・鳥に続く制定についてお伺いいたします。

国花、国鳥、国樹など、いろいろな「国〇」があるようですが、これはいずれも国を象徴・代表するものや、国民から愛され親しまれているものから選ばれているようです。国によっては法律で定めている場合もあるようですが、そうでない場合は民間の組織が決めたり、国民に親しまれ浸透して「国〇」と認識されているものだそうです。残念ながら、日本では、いずれも法律では定められていないようです。

一方、都道府県をはじめ全国の各自治体では、それぞれのシンボルとして様々な制定をしております。秋田県では、県の花には「ふきのとう」、県の木には「秋田杉」県の鳥には「やまどり」、県の魚には「ハタハタ」が秋田のシンボルとなっております。

大仙市では、8枚の花びらのような舌状花^{ぜっしょうか}が整然ときれいに並びそろっている姿は、8市町村が一つの大きな輪になったことを象徴しているということ。見た目と違って、大変力強い花であることから、将来に強いまちづくりを創造する大仙市にふさわしいものだと、風景に溶け込んで身近な花である「コスモス」を市の花に制定しております。

また、大木で、ずっと伸びる樹勢は、大仙市の伸びゆく将来像をイメージさせ、また、雄大な姿は仙北平野をイメージさせ、古くから地域の人々に愛されてきた落葉高木である「ケヤキ」を大仙市の木に制定しております。さらに、水辺の宝石と呼ばれるコバルトブルーのきれいな小鳥「カワセミ」は、水がきれいな雄物川、玉川とその支流に生息しており、自然環境豊かな川のまち大仙市の象徴と、仲良く美しく交流する大仙市の未来をイメージするとして、大仙市の鳥に制定されております。

今紹介した内容が市のホームページで紹介されておりますが、県と比べると、一つ少ないのであります。それは、魚の指定がないのであります。

秋田県で流域面積が一番広い一級河川である雄物川。この川を遡上するサケのふ化事業の歴史は古く、皆様ご承知のとおり、明治28年、大川西根村蛭川に県営ふ化場が創設され、その後の明治33年に花館村に移転し、昭和33年に県から当時の大曲市に施設が譲渡され、市営の水産ふ化場が発足したのであります。現在は、雄物川鮭増殖漁協生産組合に事業を委託し、ふ化事業では受精率の向上により、サケの回帰能力が上がってきております。そして、地域の子どもたちが稚魚を放流したり、捕獲したサケの食文化は、長きにわたって守られ実施されてきました。今年1月には、太平洋側のサケの捕獲が少ないということで、友好交流都市である岩手県宮古市にサケの発卵眼を寄贈しております。

私は、大仙市が今後もサケに関する一連の事業を守り、さらに発展させていくためにも、新たに市の魚として「サケ」を制定すべきだと思います。沿岸から内陸部へ50キロ以上産卵するために遡上するなど、全国的にも稀なことだと思いますし、この自然環境が整った素晴らしい地域、この大仙市をPRする宣伝材料でもあります。ちなみに、県内で魚を制定しているのは、男鹿市と八峰町がハタハタ、にかほ市がタラ、小坂町がヒメマス、美郷町がハリザッコ、東成瀬村がイワナ、と県内25市町村のうち6市町村が魚を制定しており、幸いにしてサケは県内ではありませんでした。当局のご所見をお伺いいたします。

○議長（後藤 健） 1番の項目に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 高橋徳久議員の一つ目の発言通告であります「大仙市の魚の制定」に関する質問につきましては、企画部長に答弁させますので、よろしくお伺いいたします。

○議長（後藤 健） 伊藤企画部長。

○企画部長（伊藤公晃） 高橋徳久議員の質問にお答え申し上げます。

質問の、大仙市の花・木・鳥に続くシンボルの制定についてであります。現在の市の花としてコスモス、木としてケヤキ、鳥としてカワセミが定められております。これらのシンボルにつきましては、市町村合併から間もない「大仙市の一体性の確立」と「市民の一体感の醸成」を目的に、大仙市誕生1周年記念式典にあわせて市民の皆様から公募し、社会教育等に携わる各地域の代表者の皆様で構成する選考委員会での審査を経て定めたものであります。募集や審査に当たりましては、「大仙市のイメージにふさわしいもの」「大仙市の歴史、文化、自然になじみ深いもの」「大仙市を象徴するもの」の三つの観点を基準としております。こうした観点で見ますと、それぞれのシンボルは市全域に普遍的に存在し、市民の皆様になじみが深く、自然豊かな本市を表す象徴性を有しているほか、大仙市が目指すまちづくり、あるいは将来都市像にふさわしいものであり、加えて、それぞれに市民の皆様の様々な思いや未来への希望が込められております。

議員ご指摘のとおり、県内では、県のほか25市町村のうち6市町村において魚をシンボルとしております。ご提案の「サケ」につきましては、秋の訪れを告げる風物詩として連綿と受け継がれてきたものであり、重要な地域の伝統文化であると承知しております。市といたしましては、これまでの制定に関する経緯も踏まえながら、新たなシンボルの制定に向けて、様々な機会を捉えて広くご意見を伺ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（後藤 健） 再質問はありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、高橋議員。

○9番（高橋徳久） はい、ありがとうございました。今制定されているものは、1周年記念の際に公募で募集して選考委員会で指定したというふうなことを承りました。ありがとうございました。

確かに、私が申し上げました「サケ」というのは、今、いろんな今後に向けても、やはりその制定した方が、よりいいのではないかと、今現在、今までは地域のものだけ、その特定の地域のことでもありましたけれども、今は、先日、実は放流式にも参加いたしましたけれども、地元の小学校だけではなくて近隣の、例えば旧神岡町の神岡小学校

だとか、そういうところからもですね、子どもたちがそこは学校単位で割り振ってということだろうと思いますけれども、ほかの地域からも参加していただいて、子どもたちがサケの稚魚を放流するというふうにされておりました。本当に私はいいことだなというふうに思ったのであります。その地域の文化うんぬんだけではなくて、それをさらに大仙市に広く浸透させ、広げていくためにも、やはりそうやって盛り上げていくことが大事だろうなというふうに感じたところでありました。ということ踏まえた時に、やはりこういう指定をすれば、さらにもっと広がっていくのかなと思ひまして質問をさせていただいたところでありました。

これはサケに限らず、今回、シンボルということでの質問でありましたけれども、これは、例えば文化で残っているいろんな地域の文化財だとか、あるいはそんなものも伝統文化といわれているものは、その地域が守り育ててきたもので現在そういうふうになりましたけれども、今現在そのままいいというものでは決してないと思います。そういった文化的な文化財もそうですが、それは広く大仙市、いろんな地域が共有して初めてその文化としての価値が私は見いだせるものだというふうに思うところがございますので、今後とも、ちょっと別の質問になってしまうかもしれませんが、いろんなその各地域に、今、「旧〇〇町」「旧大曲」「旧〇〇」で残っているものというのは、必要なものはどんどん広げて、大仙市全体として取り上げて残していくべきものだというふうに私は考えております。その一環で、ちょっと「サケ」というのをピックアップして質問させていただいたということでご理解いただければ有り難いなというふうに思います。ぜひ今後、検討されていくということによろしいでしょうか。ぜひとも前向きにですね、ぜひその文化というものも、ぜひ取り上げてですね、実際にサケというのは捕獲するのは玉川、あるいは丸子川というところで捕獲はしますが、流れてくるのは雄物川の下流からですから、旧協和の方、西仙北を通過して大曲に上がってくると。そして、どんどん捕獲できなかつたものというのは、中仙、あるいは丸子川を通過して太田の方とか、あちらの方にもどんどん遡上していつているわけでありますので、ただ食べる・食べない、獲る・獲らないというのは、特定の場所というふうなことになるのかなというふうにも思うわけがございます。ぜひ前向きにご検討いただきたいと思います。部長さんの方からさらにご見解いただければ有り難いなと思います。

○議長（後藤 健） 再質問に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 高橋徳久議員の再質問にお答え申し上げたいと思います。

実は私も旧大曲市農政課長時代、平成9年から12年まで4年間ですけれども、この事業を担当した者でありますので、ひとつね、ご意見を申し上げさせていただきたいなと思います。

当時、花館の今の同じ場所ですけれども、黙々と当時の関係者の皆さんは、あそこで取り組んでいただいておりますけれども、せっかくのいろんな付加価値のある事業、黙々とね、何とか静かにやるのはもったいないということで、大曲のど真ん中で放流しましょうとか、いろんなことをですね、始めたのも私でしたけれども、今、比較的ね、多くの皆さんから分かっていただいて、そういうこと花館の地区ではやってたのかというようなことで理解していただいておりますけれども、まだまだね、まだ私がイメージしているあれに比べると、まだ少ないなと思ってますけれども、いずれまだまだこの事業は今ね、受託してくれております組合の皆さんの意向もありますけれども、ずっと続けていきたいというふうに思っている大事な事業だと思っております。

当時、ふ化場、私が担当していた時には、県内に11カ所ありました。今現在5カ所だったと思っておりますけれども、残念ながらね、廃止しているといえますか、事業を廃止しているところが増えてきているわけですけれども、そうした中で大仙市、やはりこのいろんな付加価値のある秋の風物詩、それももちろんですけれども、サケ資源の保存活用事業ということでいろんな効果も、成果も期待できるということで続けております。そうした意味で、私個人的にはね、今、高橋徳久議員の提案を、何といたしますかね、応援したいなという個人的な気持ちはありますけれども、先ほど部長から答弁しましたように、手続きがね、ございますので、そうした手続きに乗るように、まずは関係者、また、市民の皆さんのね、気持ちを確認するところから始めたいというふうに思っておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（後藤 健） 再々質問はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） 一般質問の途中でありますが、この際、暫時休憩いたします。再開は午前11時10分をお願いいたします。

午前10時59分 休 憩

.....
午前11時10分 再 開

○議長（後藤 健） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、2番の項目について質問を許します。

○9番（高橋徳久） 次に、外国人の就労に関してお伺いいたします。

報道等によりますと、少子高齢化により、特に地方は人口減少の一途をたどっており、それに伴って様々な職種に働き手が不足する状態があり、その解決策として外国人の就労が目につくようになりました。

しばらく前になりますが、その当時、縫製工場に中国から採用したという話は聞いたことがありましたが、今では建設業や食品加工業などにも外国の方が就労されていると聞きます。

国でも、今、外国人の就労の受け入れ等について、法律の改正等、様々なことが検討されているようですが、現状にあわせて、先んじて今のうちに受け入れ体制を整えておく必要があると思います。

今現在の大仙市における外国人の就労の実態を把握しておられるのであれば、どれくらいの方が、何の職種に就労されているのか、お教え願います。

大仙市には国際交流協会という組織もありますので、外国の方々に対してそれなりの対応をされていると思いますが、言葉も通じず、慣れない土地での生活には大変な苦労がある皆さんに、不安を解消し喜んでもらえるような会合やイベントなどのさらなる交流の充実強化を図っていただきたいと思ひますし、さらに外国人同士が交流できる環境を作って支えることも大事だと思ひます。また、外国の方を雇用している企業の雇用主の連携や、情報交換やノウハウをお互いに共有できる場の提供も必要だと思ひます。そして、実際に雇用してからの問題に対し、自治体としてどのような援助や手当てができるかなどを確認、共有する場を構築してはどうかと思ひます。例えば、どこに居住するのかという問題も考えられます。簡単にアパートなど借りることができるのでしょうか。というように、雇用に当たってのご苦労等いろいろなことがあると思ひますので、この問題に積極的に取り組んでいただきたいと思ひますが、いかがでしょうか。ご所見をお伺いいたします。

○議長（後藤 健） 2番の項目に対する答弁を求めます。佐藤副市長。

【佐藤副市長 登壇】

○副市長（佐藤芳彦） 質問の、外国人の就労につきましてお答えを申し上げます。

はじめに、外国籍の方々の就労の実態についてであります。

令和5年4月30日現在、中国国籍を有する77人をはじめ、ベトナム国籍を有する49人など、市内では外国籍を有する277人の皆様が生活をされております。このうち実際に就労が可能な外国籍の方々は、様々な分野で報酬を受け取ることが可能な永住者などが160人、日本で一定期間受け入れ、OJTにより技能を学ぶ技能実習生が70人、在留資格に定められた範囲で報酬を受け取ることが可能な語学教師などが36人となっております。永住者などは在留中の活動に制限がなく、様々な就労先を選択できますので、詳細を把握することは困難でございますが、秋田労働局によりますと、令和4年10月末日現在で大曲公共職業安定所管内でございますが、外国籍の方々を雇用している事業所が63事業所、労働者数は194人となっております。また、業種別の労働者数は、製造業が95人と最も多く、次いで卸・小売業の29人、サービス業の16人などとなっております。

次に、市として外国籍の方々の就労に積極的に取り組むことへの所見につきましては、議員ご指摘のとおり、本市にお住まいの外国籍の方々につきましては、言葉も通じず、慣れない土地での生活には様々なご苦労があるものと認識しております。市といたしましても、そうした皆様が少しでも不安を解消し、安全に安心して暮らしていただけるよう、多岐にわたり手立てを講じているところでございます。昨年7月には、国際交流担当課内に「だいせん外国籍相談窓口」を開設し、行政の手続きや生活上の様々な課題解決に向けたサポートを行っております。3月末までに10の国と地域の皆様や雇用主から、延べ73件の相談を受けております。

実際に外国籍の方々を雇用している事業主の方にお話を聞きますと、技能実習生や特定技能の在留資格を有する外国籍の方々は、一定程度、日本語を理解できるため、技能の指導においてはそれほど心配はされていないということでありました。しかしながら、外国籍の方々が感じる文化・習慣の違いによるメンタルケアを最重要視しており、この点について市や事業主との連携、情報共有の推進や相談窓口の充実を図ってまいりたいと考えております。

また、大仙市国際交流協会におきましても、「やさしい日本語講座」の開催をはじめ、ニュースレターやSNSを活用した情報発信を行うとともに、大仙市の魅力を伝える「だいせんバスツアー」を実施しているほか、外国籍の方々同士のみならず地域の方々との交流の場を提供する「国際フェスティバル」や「文化・料理教室」などを開催しており、好評をいただいております。

さらに、本市、仙北市及び美郷町の2市1町で「大仙・仙北広域圏日本語講座運営委員会」を設立し、地域での暮らしに欠かすことのできない日本語の修得を支援するため、毎週各地域で日本語講座を開催するとともに、同じく2市1町で構成する「大仙・仙北地域外国籍住民等サポート運営委員会」においても、各地域に相談員を配置し、外国籍の方々が抱える様々な問題の解決に取り組んでいるところでございます。

今後も、近隣市町や市国際交流協会をはじめ、関係機関・団体、雇用主の皆様と連携協力を図りながら、少子化による地域の労働力不足解消の一翼を担っていただく外国籍の方々が、心身ともに安全に安心して暮らせる環境づくりに引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

【佐藤副市長 降壇】

○議長（後藤 健） 再質問はありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、高橋議員。

○9番（高橋徳久） ご答弁ありがとうございました。実際に雇用する方々につきましては、働き手がいなくなってきた、何としてもその仕事を継続していくためには、やはりこういう外国籍の方々も採用してやっていかなければ、もう続かないというふうな時代になっているようです。どんどんこういう方々は、私は増えてくるものだというふうに思っておりますので、それに対する市の対応というのを、やはり積極的にやっていただきたいというふうに思います。

あわせて、ただ、実際にある方にお聞きしますと、どこに住んでるんですかって聞いたところ、空き家を活用させていただいておりますという話も雇用主の方から聞いたりもしました。そういう形で、それは1人で住むのではなくて、やっぱりまとまって住むというふうな形になるんだろうとは思いますが、そういう方がどんどん増えてくるということは、逆に地域に住んでいる人にとっては、逆に不安という、それは情報が開示されないと、何だかその辺さ外国の人いっぺ住んでるんだども何だべどがっていうんですね、下手すると地域住民の方が不安になる要素にもなりかねませんので、その辺、やはり行政をまじえてうまくそういう不安を、地域住民の方、日本の普通に住む地域住民の方が不安にならないような手立てというの、私は講じていかなければいけないというふうにも思います。非常に難しい問題も、そういう部分では絡んでいるのかなというふ

うにも思っております。悩み、その雇用主ももちろんそうですけども、外国から来られた方ももちろんそうですが、それを見守る地域住民のこともですね、ぜひ念頭に入れながら、それぞれの立場において、部分をついて行政として対応をいただきたいというふうにも思います。ちょっと今、言い方があれかもしれませんが、副市長がおっしゃっていただいた内容、それはもうそのようにぜひ取り組んでいただきたいと思いますが、あわせて言いたいのは、地域に住む方々が変な誤解を招かないような、要は外国の方が地域に、近くに住んでいるということで、差別的なことがあったり、そういうことがないように、ぜひとも行政としてもPR的なもので取り組めるものがあるとするならば、ぜひ私はそれもやっていただくべきかなというふうに思うわけでありまして。ちょっとその辺についてお伺いしたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

○議長（後藤 健） 再質問に対する答弁を求めます。佐藤副市長。

○副市長（佐藤芳彦） 高橋議員の再質問にお答えを申し上げます。

今、多様性の社会でございますので、国籍が違うということでどうのこうのということのないように、やはり皆さんが地域社会に溶け込んで生活を一緒に送れると、そういうようなことは必要なことだというふうに思っておりますので、まず第一に、やはり日本語をですね、しっかり習得できるような、そういったところは一番最初の入口にあるのかなというふうに思っております。そして、地域の方々の協働の地域、お祭り、イベント等にもね、参加していただけるような、そういうような雰囲気づくりもしっかり市の方でやっていかなければならないというふうにも思っておりますので、市の国際交流協会、あるいはサポートの実行委員会等々ございますので、そういったところをフル稼働してやってまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（後藤 健） 再々質問はありませんか。

（「はい、ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） これにて9番高橋徳久議員の質問を終わります。

【9番 高橋徳久議員 降壇】

○議長（後藤 健） 次に、2番戸嶋貴美子議員。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、戸嶋議員。

【2番 戸嶋貴美子議員 登壇】

○議長（後藤 健） 1番の項目について質問を許します。

○2番（戸嶋貴美子） 日頃より大変お世話になっております。だいせんの会の戸嶋貴美子です。今回も議長に許可をいただき、手話にて質問をいたします。

当局の相談窓口対応、貧困世帯・ひとり親世帯等について伺います。

はじめに、当市における福祉政策が数多くなっていることに伴い、市民目線では、施策内容の違いが大変分かりにくいという声があります。あわせて、市役所の各相談窓口と民間との間でたらい回しにあっていてる案件も多数伺っております。

6年前からひとり親で子育てをしている親御さんから相談を受けています。「頼るところがなく、勇気をふりしぼり、恥をしのんで市役所に相談へ行くも、他を紹介され、紹介された先に行っても、それは市役所へ行くようにと言われてしまって、全くもって親身になってくれない。」、また別の方も「相談へ行っても上辺対応とを感じる回答が多く、行く意味が感じられず、見捨てられたように感じた。」との声もありました。「たらい回しにされてまで相談しに行かなくてもいいやと思いました。」や「怒りや悲しみ、有給、時間給を取って出向いたのに、とても悲しい思いをした。」「最後は諦めました。」等々の声が後を絶ちません。

相談内容は、貧困であるがゆえ、どうしたらよいのかといった相談が主でございます。ひとり親で困っているご家庭は、大半の親御さんは、仕事を二、三社掛け持ちをし、とても忙しい現状はご承知かと思えます。市役所の平日の日中にあわせ、有給や時間給を二、三時間取り、相談窓口に行っても、移動の往復で約1時間、窓口の相談で一、二時間はあっという間であると皆さんおっしゃいます。紹介先の民間企業さんへの移動環境も近いようで遠く、天候も左右され、車の駐停車、駐車場への乗り入れも不便と感じるような場所もあると伺っております。また、紹介された先でも再度の説明を求められ、とても効率が悪く、嫌気が差してしまうと話します。

その一方、千葉県から大仙市へ移住した方の話では、千葉県では、関係部課所並びに機関、指導相談所等が連携できていると伺いました。市をはじめ各所が一体になり、解決に向かう体制が構築できているようです。

例えば、千葉県松戸市では、これらの相談者への対応は専門職員6人で構成し、対応しているとのこと。さらに、精神保健福祉士、保健師、社会福祉士や保育士、家庭児童相談員等の資格を所持している方を常に窓口へ常駐させることにより、相談者に対し、スムーズかつ適切に対応していると伺いました。万が一、窓口で相談者とこじれてしまった、対応しきれなくなった際は、待機しているほかの職員が仲裁に入るなどし、

スムーズに解決できているとのことでした。

我が市においても、このようなスキームの構築は急務と考えます。

さらに宮城県に目を向けますと、特に仙台市においては、福祉支援が充実していたと市民から情報をいただいております。仙台市では、相談内容を細分化し、適切な部署等へ振り分け、取りこぼしがないように“オール仙台市”で相談業務に当たっているようです。これらを踏まえ、当局へご提案です。

一つ目に、相談者との面談の個室化はできないものか伺います。

まず優先すべきは、プライバシーと個人の情報の保護です。相談者は、「面談の際、知り合い等より見られている気がする」「視線を感じる」と言います。また、隣の人から話を聞かれていると思うと気が散漫するとのこと。さらに、窓口との間仕切りで、声が大きくなり、個人的な相談が待合室に聞こえてしまうこともあり、「情報漏えいのリスクを感じる」など多くの不安を感じているようです。市職員との何気ない会話が漏れ聞こえてくることもあり、個室を設置することでプライバシーや個人情報の保護はもちろん、市職員をも守ることができます。プライバシーに配慮することで、相談者はリラックスでき、自分のペースで話すことができます。安心して自分と向き合い、より詳しく面談することができます。これにより、正確な相談内容を引き出すことができ、職員自身からも的確な情報の提供が期待できます。

二つ目に、相談者のワンストップ対応について伺います。

相談に来庁された方においては、たらい回しを防ぐため、ほかの自治体の取り組みを参考に、対応業務の改善をお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

また、相談者が方々に出向くことがないよう、オンラインの相談窓口も開設するなど、円滑な対応スキームを構築できないのか伺います。

最後、三つ目といたしまして、相談に対して有識者が集まり、対応する機会等を設けてみてはどうか伺います。これにより、職員では気付かない普遍的な立場からの意見やご指摘をいただくことができ、客観的な相談内容の分析につながり、適切な対応につながることを期待できます。

これまでの質問と、それらに対する提案をいたしました。これらを実現いただけるかどうかも含め、当局へ見解をお尋ねいたします。

○議長（後藤 健） 1番の項目に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 戸嶋貴美子議員の「相談窓口対応」に関する質問につきましては、

健康福祉部長に答弁させますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（後藤 健） 佐々木健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐々木隆幸） 戸嶋貴美子議員の質問にお答え申し上げます。

質問の、相談窓口対応についてであります。はじめに、相談者との面談を個室化にするご提案につきましては、現在、電話等で事前の相談があった場合には、その場で内容を伺い、来庁期日にあわせて資料等を準備した上で面談室を確保し、対面での相談に応じております。

また、直接来庁された場合でも、相談内容に応じ、必要な場合は面談室等を確保し対応しております。

今後も、相談者が周囲を気にせず、安心して相談できる環境を整えるよう努めてまいります。

次に、相談のワンストップ化についてであります。

現在、相談対応は内容にあわせ、関係する課や関係機関と連携し行っております。例えば、ひとり親世帯の対応は、担当職員のほか、母子・父子自立支援員が主に最初に相談を受けまして、内容に応じては家庭相談員や教職員、それから保健師、管理栄養士、臨床心理士、保育士、社会福祉士、ケアマネージャーなどの資格を有した職員が関わっていきます。

また、相談の内容によっては、民間の関係機関と連携してまいります。その際の相談内容等の情報共有方法は、相談者本人の同意の下、担当者が関係機関に電話等で内容を説明し、相談者の要望により同行する場合があります。

つなぐ際の相談内容の情報共有方法につきましては、議員ご提案のオンラインの相談対応もありますけれども、そちらの方もあわせてですね、今ですとメールによる相談内容もやっておりますので、研究してまいりたいというふうに考えております。

次に、専門家が集まる1週間についてであります。

市では、地域共生社会の実現に向けた社会福祉法の改正により創設された重層的支援体制整備事業につきましては、「つながる・ささえる」ネットワーク整備事業として、今年度から本格実施しております。この事業は、これまで福祉政策を通じて整備してきた、子ども・障がい者・高齢者・生活困窮者といった対象ごとの支援体制だけでは、人々が持つ様々なニーズに対応することが困難になってきている状況に対応するため、「分野を問わない相談支援」「参加支援」並びに「地域づくりに向けた支援」の三つの

支援を一体的に取り組み、包括的な支援体制を構築するものであります。

このうち、「分野を問わない相談支援」につきましては、最初に相談を受けた窓口が、相談者の属性や世代、相談内容を問わず、包括的に相談を受け止め、そして、複雑・複合化した課題であった場合には、専門分野のメンバーで構成される重層的支援会議を開催し、適切な支援方法について検討することとしております。この重層的支援会議こそ、議員がご提案の「専門家が集まる一週間」という同様の機能を有するものと考えております。また、2点目の質問でありました相談者のワンストップ化にもつながるものと考えております。

市といたしましては、引き続き、関係機関等と連携しまして、様々な相談内容に対応可能な体制の構築に努めるとともに、仮に相談者の希望に沿うことができなかったケースであっても、相談者にしっかり寄り添い、継続してサポートしてまいります。

以上になります。

○議長（後藤 健） 再質問はありませんか。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、戸嶋議員。

○2番（戸嶋貴美子） 個別のそういった相談窓口、個室対応をされているということだったんですけれども、しているのであれば、私の方にお声は届かないのかなというふうに思います。皆が悲しい思いや、面白くない思いをすることがないように、これからも体制を整えていただいて、これからの未来に、皆さんがそういった希望を持てるような体制につくってくださることをお願いして質問を終わります。

○議長（後藤 健） これにて2番戸嶋貴美子議員の質問を終わります。

【2番 戸嶋貴美子議員 降壇】

○議長（後藤 健） 次に、4番佐藤隆盛議員。

【4番 佐藤隆盛議員 登壇】

○議長（後藤 健） はじめに、1番の項目について質問を許します。

○4番（佐藤隆盛） 市民クラブの佐藤隆盛です。通告に従いまして、2点を柱に質問いたします。

まず1点目の「非核平和宣言の都市」である大仙市について質問いたします。

3年を超えるコロナ禍が、ようやく終息したかに見え、人々の動きも、ここに来て少し明るさを取り戻したかに見える昨今であります。

しかし、連日報じられるロシアによるウクライナへの軍事侵攻は先行きが見えず、私たちへの、これらによる物価高、とりわけ生活物資の高騰が日々の生活に脅かされております。

田植えが終わった田んぼを見ると、桁外れに高騰した肥料代にとどまらず、燃料代の部分支援も間もなく切れ、やがて電気料の値上げも待っている状況下にあります。

そうした中、先月の19日には、先進7カ国の首脳が広島に集まり、G7による広島サミットが行われました。世界の注目が集まる中、「核兵器のない世界」に向けた気運を図るという目的を掲げたものでありましたが、一言で言って先行きに明るさが確約されたとは言えない状況下にあるのではないだろうかと思っております。

ウクライナへの軍事侵攻では、ロシアは核の脅威を隠しません。同盟国への配備施設を造る始末です。一方では、それのみか、北朝鮮は我が日本の上空を弾道ミサイルを飛ばすという、たびたびの暴挙が現実のものとなっています。台湾問題も含む領土紛争も他国の話ではありません。「核は核をもって制す」という言葉があるなど、私たち被爆国の思いとは違った動きさえちらつきます。まさに不穏な世界の情勢といってもよいかと思っております。

80年間、平和憲法の下で戦争のなかった日本で、今頃戦争かという、歴史に逆戻りが現実なのです。過去の歴史の教訓はどこへいったか分からない世界情勢といってもいい現実といえなくないのでもないでしょうか。自分の国は自分で守らなきゃならないと現実があります。また、大幅な軍備予算の増強が、それにあります。

こうした世界の逆戻り現象が現実ともいえましょう。そこで質問いたしますけれども、一地方議会の問題としては場違い、あるいは大きすぎると言われるかもしれませんが、私たち大仙市は「非核平和宣言の都市」として、それを大切に掲げて今日まで来ました。その大仙市民として、構えを今一度確認しておきたいと考えます。市長の今の心境をお聞かせください。

以上でございます。

○議長（後藤 健） 1番の項目に対する答弁を求めます。老松市長。

【老松市長 登壇】

○市長（老松博行） 佐藤隆盛議員の質問にお答え申し上げます。

質問の、非核平和宣言についてであります。ご承知のとおり、本市では平成17年6月に、当時、在任特例期間にありました126名の全議員の皆様の発議により「非核

平和都市宣言」が決議されております。

市では、この宣言を体現する事業として、多くの人を訪れる大曲庁舎やJR大曲駅東口への看板設置のほか、市内に在住する中高生を被爆地に派遣する非核平和レポーター事業、小学生から一般までを対象とした平和標語コンクール、平和記念フォーラムの開催など、様々な取り組みを展開してきたところであります。

先に開かれた「G7広島サミット」は、各国の首脳がそろって原爆資料館を訪問し、平和記念公園で献花するという歴史的なシーンで幕を開け、「核軍縮に関するG7首脳広島ビジョン」や「ウクライナに関するG7首脳声明」が発表され、北朝鮮をはじめとする各国の軍備拡大や核問題への対応、ロシアによるウクライナ侵攻に対する結束を再確認するなど、軍縮や核兵器廃絶の実現に向けて一定の成果があったとの評価がある一方で、具体的な目標や取り組みには踏み込んでおらず、物足りないとの声もあるようであります。

こうした中、ウクライナ問題は、まだ解決の兆候すら見えないばかりか、経済がグローバル化した現在、世界中に様々な影響をもたらしており、議員ご指摘のように、私たちの生活や経済活動にも多大な影響を与えております。加えて、我が国を取り巻く安全保障環境は、たび重なる飛翔体の発射や台湾、南シナ海を巡る諸問題など、様々な脅威にさらされております。

非核平和都市宣言の前段には、「真の恒久平和は、人類共通の願いである。」とあります。一人、あるいは一自治体の取り組みが世界平和に与える影響は少ないかもしれませんが、それでも一人一人が平和と安寧を願い、具体的に声を上げ、行動していくことが大きな力となるものと考えております。

続けて、同宣言は、「大仙市は、平和憲法の本質にのっとり、非核三原則を将来とも遵守し、あらゆる国の核兵器の廃絶を全世界に強く訴え、人類共通の念願である恒久平和を希求するものである。」としております。これは市民の皆様に通ずる願いであり、この崇高な理念の下、争いのない平和な世界の実現に向け、今後も市民の皆様とともに非核平和宣言都市としての歩みを進めてまいりたいというふうに思っております。

【老松市長 降壇】

○議長（後藤 健） 再質問はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） 一般質問の途中ではありますが、この際、昼食のため暫時休憩いたし

ます。再開は午後1時でお願いいたします。

午前11時50分 休 憩

午後 0時58分 再 開

○議長（後藤 健） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、2番の項目について質問を許します。

○4番（佐藤隆盛） 一般質問答弁への対応・状況について質問いたします。

まず、「一般質問とは」次のように述べております。「議員は、当該市町村の一般事務について市町村長の所信を質し、行政執行を監視するために、又は自己の所信を述べて建設的な批判を加えることは、議員の固有の権限である。したがって法律に定めるまでもなく、議員は住民の代表者として行政一般について質問することは当然の権利であって、地方自治法では何ら規定はなく、会議規則でその手続きを定めているにとどまっている」とあります。そういうことから、定例会において市長に対し、私ども議員は、個人の意思、考え方をもって公式の議場で質問をしているのであります。

前回も申し述べましたが、一般質問の型には大きく分けまして3種類の型に区分されるのであります。一つ目の型として、一般的に住民の要望・声を反映しようとするもので「何々道路の改修を早期に促進してもらいたい。」とか、「何々を早く着手してもらいたい。」などの要請型一般質問、二つ目の型として、議員個人の意見を加えながら現在執行中の事務・事業について、「何々の道路の改修状況はどうか。」、当市で言えば「企業団地整備事業の進捗状況はどうか。」などと、その管理、予算執行を質する事情聴取型一般質問、そして、三つ目の型として「何々について改善する考えはないか。」「何々については、この様な対策を講ずるべきであると考えがどうか。」と、自己の所信を述べ、長の反省を求める、または促すなどの政策提案型一般質問となるのであります。それに伴い私ども議員は、それぞれ型の一般質問を行い、答弁をいただいております。1年間に渡って相当の件数に及んでいます。そして、老松市政になった平成29年から今年の3月定例議会まで質問者延べ数、予算質疑も含め、196人、444項目になっておるようであります。

私ども議員も一般質問をする以上は、少なからずとも調査研究をしてお尋ねしております。そうした中、行政執行に当たって、貴重な建設的な提言も少なくなく、また、地

域住民からの強い要請型一般質問を行っておりますが、「検討してまいりたい。」「また今後検討してまいりたい。」とか、「検討してまいりたいと考えております。」、また「努めてまいりたいと考えております。」などの答弁いただいております。質問事項によって様々な未答弁になると思いますが、もう少し前向きな答弁を期待するものであります。

そこで質問いたします。議会閉会后、答弁に対し、どう対応し、生かしておるのか、具体的に、また、状況などについて伺いいたします。また、検討した結果について対応していただきたいと思いますが、その辺についても答弁をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（後藤 健） 2番の項目に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 佐藤隆盛議員の二つ目の発言通告であります「一般質問答弁への対応状況」に関する質問につきましては、総務部長に答弁させますので、よろしく願いいたします。

○議長（後藤 健） 福原総務部長。

○総務部長（福原勝人） 質問の、一般質問の対応状況について、お答え申し上げます。

本会議における一般質問、または質疑への答弁におきまして、制度実施に向けて検討する、あるいは調査するとした事案につきましては、その場の答弁で終わることなく、庁内で情報を共有するとともに、その後におきましても必要な調査・検討を行い、各種施策に反映させております。

このほか、各常任委員会審査の中で議員各位から賜ったご意見やご提言につきましても、会期中に市長に報告の上、指示を受けながら各部局におきまして迅速に対応するよう努めているところでございます。

また、一般質問におきまして、検討することとした事案への対応状況につきましては、結果や進捗状況を、令和元年度以降、第1回定例会及び第3回定例会にあわせて年2回、議会にご報告させていただいているところでございます。

以上です。

○議長（後藤 健） 再質問はありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、佐藤議員。

○4番（佐藤隆盛） まず、今、答弁聞きましたけども、年2回報告したと。まず、今回

の質問は、私、先ほど三つの質問の型があると申しましたけれども、今回は事情聴取型一般質問になると思います。なぜならば、今までの一般質問の答弁に対して、どのように実行しているのか、その結果どうなのか、確認ということでございますので、少し厳しいとか、きついのかの再質問になるかと思えます。

実は私は平成23年も同じ質問しております。当時、私は検討した結果について、年1回は何らかの形、書面をもって報告願いたいと質問したところ、当時の市長は、市長の答弁はこうでございました。少なくとも本会議に出された課題などについては、全部それを整理して庁議の場で確認をして、今でもそうですけれども、それぞれの部にこの問題に対して検討し、できるかできないか、時期、そういったものも含めて検討を指示していると、その段階で課長、部長レベルまでも、こなしきれない場合は、副市長、市長まで上がってくる、そういう場合は時間がかかると述べておりました。そういう過程で一定の質問に対し、説明する責任は我々にあると思っている、その辺をもう少し我々は徹底してまいりたいと、当時の市長はこのように述べております。

そしてまた、議員サイドから言いますと、いろいろ問題点を指摘して、それぞれの調査をして質問されていると。議会と執行部、議論はするが、一体となった市政のためにやっていかなきゃならない、そういう立場であるならば、議員も遠慮をせず、どうなっているんだ、どうしなきゃいけないんだということを担当課、担当部の方々まで、いろいろな指導を願いたいと、私どもが指導願いたいと言っていました。それが執行部と議会との関係ではないか、いちいちその文書でまとめることは、私はやる必要はないと思っていると、このように答弁されておりました。

そういうことからして、報告が、というのがなかったのかなというふうに思います。

そこで、そういうことからして、質問させていただきました。先ほどの答弁にはありませんけれども、一般質問において検討することをした事案の対応状況についてというのを見ました。先ほど部長言ったのがそれに当たるかと思えます。それに対してですね、三十と報告しておることですが、項目件数、その報告の件数を聞いたところ16項目でありました。16項目。ですね。その後、検討する、対応すると答弁、現在の対応状況、そして進捗状況などというように記載されておりました。対応中が9、対応済み項目が7項目であります。そうした中にですね、例えば古谷議員の大曲のエスカレーター、これなんかは対応しているというんですから、私ども見れば分かるんですけども、それからその対応を見てですね、挽野議員の災害時の備品、液体ミルクも含めてですけ

ども、これも二度にわたってですね対応済みとなっております。ただ、そういうことについては私たちは見えないと、そういうことがありました。ですから、私は分からないんですから今までの答弁したものをですね、やっぱり書面で残すとか、我々に答弁したものとか、進捗状況、やはりそういう形で全部やってもらいたいもんだなというふうに思います。

答弁ですけれども、私たち再々質問か再質問すれば、何々しますということでやっておりますから、そして、話のまたあれですけれども、先ほど言いましたように、年に70項目にわたって質問しているんですよ。いろいろな、同じようなものもありますけれども。今、答弁聞いてですね、年に1回とか2回やってるんですけども、そのものが私どもにやっぱり見せて、見せてというか、その時何ですかね、やっぱり文書で、こういう対応したものをね、取っておいてもらいたいもんだなというふうに思います。

そしてもう一つですね、そこで質問いたしますけれども、まず今までこの報告って書いてあるのは16項目でした。今までそれこそ300近くもやってですよ、年に70回もやってでね、何で16項目なのか、ね、こんなにあるに。それはどういうあれで16項目を選んだのか、そしてそれを記入というか報告書にまとめているか、私見た限りですよ、それではその残りはどうなっているのかです。今、答弁でずっと言いましたけれどもね、ただやってると、それは分かりますよ。だけれども、私どもにはそういうことが見えてこないと思うんです。ですね。そのことをまず一つ。16項目を選んだ、そして残りの二百何ぼがあるんですけども、それはどうなっているのかと、くどいようですよけれども、このこと1点と、それから通告しております、まずね、売却資産、そして答弁いただいておりますけれどもね、分譲地の売却資産、これ売ると。これ重大課題だという答弁いただいております。その現状はどうなっているのか。それから、住宅火災警報器の設置率向上、これも質問しております。この2点についてはですね、取り組みと状況、まずこの3点について答弁を求めたいというふうに思います。・・・いいですか、その売却と、それから火災警報器について、よろしく願いいたします。

○議長（後藤 健） 再質問に対する答弁を求めます。福原総務部長。

○総務部長（福原勝人） 佐藤隆盛議員の再質問にお答え申し上げます。

まず、200項目を上回る項目がありながら、なぜ16項目かというご質問でございます。これにつきましては、先ほど答弁でも申し上げましたけれども、我々の基準といたしましては、検討すると主に言ったこと、制度創設などに向けて検討しますといった

ものについて対象としているところでございます。ただ、今おっしゃられましたように、その後やはり報告が必要なものも多々あったのではないかなということで、そういった行き届かなかったところにつきましては大変申し訳なく思っております。今後、より丁寧に、あらゆる様々な機会を捉えてご報告できるように心掛けてまいりたいと存じます。

その上で、ただ今ご質問がありました売却資産、まず売却可能資産の問題であります。これは令和2年第1回定例会でご質問いただきまして、こちらでは対応を強化してまいりますというふうな趣旨のご答弁をさせていただいております。その後の対応状況につきましては、ホームページのリニューアル、あるいは看板設置などによるPRを強化した結果、多くの問い合わせをいただきまして、当時、売却可能として計上していた宅地26件でございます。そのうち6件、これが売却済みとなっております。また、1件が現在交渉中でございます。現在までのところは、問い合わせ対応や売却手続きを優先してまいりましたが、これらも次第に落ち着いてまいりましたので、いよいよ今後、価格の引き下げですとか、あるいは移住・定住施策への活用など、こちらの方も検討をすべき時期にまいっているのかなというふうに考えているところでございます。

それからもう1点、住宅用火災警報器でございます。こちらは令和3年第1回定例会でご質問いただきまして、答弁は設置促進に継続的に取り組むというふうな内容で、趣旨でお話させていただいております。その後の対応状況につきましては、令和3年7月に自主防災組織による区域内の設置状況調査への補助、これを制度化いたしました。さらに、令和4年4月からは、未設置の高齢者世帯などへの設置費補助を再び制度化して、設置促進に取り組んでいるところでございます。設置率につきましては、消防で行っていただいている調査によりますと、令和4年1月現在で75.7パーセントとなっておりますが、これは世帯の全数調査の結果ではございません。従いまして、あくまで参考値と、抽出調査の結果ということでございます。

なお、設置率といたしましては、平成26年以降、横ばい状態であります。従いまして、未設置世帯へのさらなる啓発、4分の1ほどの世帯がございます。こちらへの啓発が必要というふうに捉えております。

以上でございます。

○議長（後藤 健） 再々質問はありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、佐藤議員。

○4番（佐藤隆盛） まず、再々質問は、部長と、それから市長にも一言申し上げたいと思います。

まず、この売却資産ですけれども、実は私、今、それよりも、6区画か、売れたように良かったなと思いますが、実はですね、これは当時の佐藤副市長がね、財産活用とあわせて引き続き重点課題として取り組んでいくというような、本当にこう、そういう課題として取り組んでいくというふうに答弁されてます。そしてですけれども、実は私、強首の輪中堤にあるあの土地ですね、宅地分譲の土地だと思いますけれども、あそこにね土建、建設物のね、物を置いているんですよ。あれ見てね、あっこれは売れなかったから建設会社に売ったのかなというふうに思ったんですよ。あのくらい頑張っやるとね、答弁したにもかかわらず、じゃああの状況なんなのかと。問いただしました。そしたら貸してあるんだと。何ぼで貸してあるか、その人もよく分かりませんでしたけれども。これってね、少し、だから私はその経過報告が、そういうのでもいいから、貸したとかっていうのをこう、検討中だとか対応中とかって、やっぱりそういうの必要だと思うんですよ。びっくりしましたよ。宅地をね、勝手に物を置いて、そこさ、それが売れる体制だかというのは、そういうふうにととても見えなかった。残念だというふうに思います。もしそのこと、どのように貸して賃料もらったのか分かりませんが、その点について再度お尋ねしたいと思います。

それから、私、火災警報器ですけれどもね、これも私、なかなか、さっきの答弁で75.何パーセントだって、当初は76.何パーセントで、全国よりも低いし、県よりも低いと。雪国だと。1パーセントあれば、3万人の掛ける2.5人は、7.8万人と、もちろん人口ありますけども、1パーセント上がることによって非常に何百人というね、命に関わるものが上がるわけじゃないですか。だから私はね、その答弁に、この一般質問ですらね一番あれなのは、やっぱり再々質問とか再質問、これが一番大事なんです。その時に初めてね答弁が、もう何とか、その答弁がやっぱり一番私は大事だと思っております。そして、副市長に言いましたけれども、上がらない原因は、まずは福井市は90何パーセントだと、設置率。それを参考にしてやった方がいいんじゃないかと言った。そしたら答弁ではそのとおりだ、答弁がね。まずは広域消防の人方と全戸を調査すると、全戸。任せるんじゃなく、全戸調査すると言っているんですよ。そのことをね、全部やった結果、今は数字でしょ、部長がね当初76パーセントだから79パーセント出したと、こういうのをね、やっぱり100パーセントなんては無理なんだから、そういう前向き

な答弁もほしかったということでもあります。この点についてはですね、何とかもう一度検討していただきたいと思います。

それから市長にですけれども、まず、市長、私、非常に各部長が答弁させるのは非常に良かったと。栗林市政の時は、どちらかという市長が答弁して、もちろん部長も答弁した時もありますけれども、老松市政になってから非常に部長さ、それぞれの部長さ答弁させると。私は非常に結構なことだと思います。ただ、一つはね、市長にも言ったことあるんですけれども、すぐ再質問が市長答弁するとね、あれはへば、その部長さん方とか部長とか何なのよとなるから、最後まで、再質問まで、再々質問まで部長から答弁、答弁した人から最後まで答弁していただいて、そして私どもは市長さ答弁を、それを聞いて再々質問でもね、市長はどうだかと聞いた時には、市長から答弁してもらいたいものだなと。これはですね、ひとつ感じたことでありました。だからそういうこと一つと、それから、私先ほど、くどいようですけれども、やっぱりね、我々も一般質問して、人の質問だってそうなんですよね。先ほどの繰り返しになりますけれども、古谷さんの場合の質問であれば、エスカレーター（聞き取り不能）質問でやったんだとか、あとは対策というもの見えないんです。何ぼ、私のことばかりじゃないですけれども、人のものもやっぱりこういう議場でやりますから。

それからもう一つ言いたいんですけれども、私、細かいことだけこの議場で質問しております。それがね、まず準備なんですよ。それに対して、なぜこんなことだったらここでやねたっていいべど、各部長さん方やったらいがべと、私はそうじゃないと思います。やっぱりこれは、その部課の、その部のね、部課といえればいいですか、それぞれの課のところでいつもやったって、ほかの課の仕事はしないからなんともならないということじゃないでしょうか。だから、みなこういうそれぞれの部長さん方いる中で、細かいことでも質問してるんですよ。だから答弁に対して、もう一度それを、そのようにと、市長から言ってもらいたいと。

それからもう一つ、これ感じたこと申し上げますけれど、引き継ぎだと思います。引き継ぎ。舛谷部長の時ですけれども、今、福原部長ですけれども、やっぱりそういう時に、変わった時には、そのものがあればですね、ただそれ見ることできるんですけれども、この3点といいますか、市長にですね、このことも答弁いただきたいと思いますけれども、何とかその点についてお答えいただいて質問を終わります。

以上です。

○議長（後藤 健） 再々質問に対する答弁を求めます。はじめに福原総務部長。

○総務部長（福原勝人） 佐藤隆盛議員の再々質問にお答え申し上げます。

まず1点目、強首輪中堤の資材が置いてある土地、これにつきましては、現在、令和5年4月1日から12月31日までの契約で、工場の現場事務所ということで700平方メートルをお貸ししております。賃借料は、ちなみに10万円余りということでございます。

それから、火災警報器、全戸調査につきましては、大変申し訳ございません。全戸調査するといった以上は、近い将来といたしますか、やる方向で取り組んでまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（後藤 健） 次に、老松市長。

○市長（老松博行） 佐藤隆盛議員の再々質問にお答え申し上げます。

答弁の関係ですけれども、それぞれ私がやったり、副市長がやったり、部長がやったりしますけれども、適任者ということで答弁者が決まっているようですけれども、答弁内容は、市として、大仙市としての答弁と、私なり、副市長なり、部長がやる場合がありますけれども、市としての答弁ということで、その内容の何ていいますかね、重みといたしますか、それは変わらないものだという事は、まずご理解いただければというふうに思っております。

それから、再質問の関係で、部長が答弁した場合は再質問も部長という形の方がいいのではないかとのご指摘でしたけれども、私でなければだめな場合は除いて、今度はそのようにしてまいりたいというふうに思います。私が出しゃばってやる場合もありますので、そこは少し何ていいますかね、自粛したいと思っておりますので、まずは部長がせっかく準備してきていると思っておりますので、そうすれば再質問、再々まで、再々の場合は私に来る場合もあろうかと思っておりますけれども、再質問は部長に答弁していただくことですので、内容によっては私がという場合あると思っておりますので、そこはぜひご理解をいただきたいというふうに思っております。

いずれ先ほど来、質問の中で検討するという事の取り扱いですかね、それから、議会、その後の対応、市の方の対応について、しっかりそれぞれ、特に質問された議員はもちろんですけれども、全議員にどういった対応になっているのかということは、総務部長からもありましたけれども、しっかりとお示しをして、報告をさせていただくと、そ

ういうふうにはっきり徹底してまいりたいというふうに思いますので、よろしくお願いたします。

○議長（後藤 健） これにて4番佐藤隆盛議員の質問を終わります。

【4番 佐藤隆盛議員 降壇】

○議長（後藤 健） 次に、17番石塚柏議員。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、石塚議員。

【17番 石塚柏議員 登壇】

○議長（後藤 健） はじめに、1番の項目について質問を許します。

○17番（石塚 柏） だいせんの会の石塚柏です。よろしくご答弁のほどお願いを申し上げます。

最初に「DX推進ビジョンと生成AIについて」質問をさせていただきます。

国は全国の47都道府県に、二つの基幹業務、全国の1,718市町村に20の基幹業務のデータをデジタル庁のガバメントクラウドに全て集めてしまうと、こういう膨大な作業を進めております。この22の基幹業務は、住民基本台帳や国民健康保険、生活保護等の様々な国民生活に関わる業務のデータが対象です。全国民のデータを集約するわけですので、そのセキュリティは万全でなくてはなりません。今、マスコミでデジタル庁、ご承知のとおり大変、名義登録の間違えで、大変な思いをしているわけですが、このクラウドはですね、インターネットを経由してデータを送受信しますので、外部からの侵入、攻撃に対するセキュリティが弱いという欠点があります。また、データを集約する施設に、東日本大震災のような大地震や大洪水、NHKで放送された20メートルの高さにも及ぶ高潮と台風が重なり合った時期に、この施設に被害が及んだ場合ですね、国民への打撃は想像を超えるものになるのではないかと考えております。国及びデジタル庁の対策、並びにデータを提供する市町村側の備えは、どう対策をとられているのでしょうか、お尋ねをいたします。

次の質問になります。

DX、すなわちデジタルトランスフォーメーションを推進することは、市民への利便性の提供だけでなく、市の財政への貢献があるのではないのでしょうか。では、どういった場面で財政に貢献するのでしょうか。

市の財源には、国・県からの給付や補助金があります。一方、市税等による自主財源

もごさいます。国や県から財源をDXで推進し、この交付金を生かせる場面、言い換えますと1億円の交付金のケースです。DXによって経費が1,000万円効率化できた場合、効率化によって生じたこの1,000万円は、市の金庫に残るのでしょうか。例えば、1キロメートル100パーセント国庫補助金の道路改良の工事で、途中で用地交渉がこじれて半分の500メートルしかできなかった場合、半分は国の補助金を返還します。財政に貢献するということは全くありません。

もう一つの例です。保育事業の給付金を国と県から受け取って、美郷町のように直営で保育園を仮に1億円で運営していった場合、DXの効果で1,000万円の支出を削減した場合、これは1,000万円を返還することなく、美郷町の金庫に残ります。財政に貢献するというケースであると思っております。

また、市には一般財源からの支出があります。このDXの効果は、一般財源においてその効果が発生するとも見えますが、どうでしょうか。ご専門の方々からの答弁をお願いしたいと思います。

これから、DXだけでなく、生成AIの効果においても行政の業務効率は格段に上がる可能性があります。職員に、ただ頑張れ、頑張れだけでは効率は上がりません。こういうケースでは、これだけ財政にも貢献するんだよと説明されると、職員がどれだけ取り組みに力が入るのでしょうか。大いに違うと思えます。

次の質問です。

民間ではコンピュータの効率で、あっという間に仕事を終えて、多くの人が仕事を失って、ほかの仕事に就かなければならないことがありました。行政の場合、効率がDXで上がって、10人の業務を2人でできるようになった場合、残った8人はどう扱われていくのでしょうか、お尋ねいたします。

声帯が皆さんは2本あるでしょうけど、私の場合1本しかないもので、すぐ喉が渴きます。申し訳ないです。

次の質問に移ります。

昨年11月、アメリカで対話型AIのChatGPTが登場してから、わずか5日間でユーザー数が100万人を超えました。今年の2023年1月には、ユーザー数が世界で1億人を超えたと報道されております。わずか2カ月間です。

人類のコンピュータの歴史の話をさせてください。1832年にイギリスの数学者のバベッジの発明と言われております。今でいうCPUという考えの部品も試作されてお

ます。それはですね、日本の江戸時代の天保6年で、間宮林蔵が全国を測量して回っていた時代なんですね。そして、人工知能の考えが発生したのが1950年、昭和25年の年です。金閣寺が全焼事件というのありました。これが起きた時です。コンピュータが発明されて118年後に人工知能の考えが生まれたんです。当時、私は3歳です。

DXの考え方を提唱されたのは2004年、スウェーデンのストルターマンによって普及しました。北京オリンピックの年です。人工知能の誕生から54年後です。

生成AIの普及は、DXの誕生から今年で19年目です。開発のスピードが、どんどん速くなってきております。生成AIは、対話型AIと画像生成AIと、メタバース、いわゆる仮想世界と分けてもいいと思います。試験的に、この一般質問で作成したこの一般質問なんですけれども、これをGPTで活用させていただきました。早いですしね、無料です。大変助かります。

生成AIの対話型AIを活用すれば、行政では百科事典とあだ名をつけられた先生とお医者さんを机の上に乗せて仕事をしているようなものです。また、昨年、教育界では、小学生にコンピュータのプログラミングを教材に正式に取り上げると発表がありました。私はびっくりしました。今回は、画像生成AIによって教材が大きく変わるような気がします。

そこで質問ですが、市と大仙市教育委員会では、この生成AIをどう評価されているのでしょうか。また、生成AIを生かすことのできるものがございましたら教えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（後藤 健） 1番の項目に対する答弁を求めます。はじめに、佐藤副市長。

【佐藤副市長 登壇】

○副市長（佐藤芳彦） 石塚柏議員の質問にお答えを申し上げます。

質問の、DX推進ビジョンと生成AIについてであります。はじめに、ガバメントクラウドのセキュリティにつきましては、国は、令和3年に「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」を制定し、地方公共団体の基幹業務システムの標準仕様を定め、本仕様に準拠したシステムの利用を地方公共団体に義務付けるとともに、国が整備するクラウドコンピューティング・サービス、いわゆる「ガバメントクラウド」にシステムやデータを置いて基幹業務を行うことを地方公共団体に求めております。

このガバメントクラウドが備えるセキュリティ基準やその運用は、国が決定し実施す

るものでありますが、最新の不正アクセス対策やデータの暗号化をはじめ、データセンターの災害対策、複数拠点によるデータの分散管理など、厳しい基準での多面的なセキュリティ対策が講じられることとなっております。

また、利用する市町村側でも、より多重化したデータ管理や自前でのバックアップの実施も可能なことから、市といたしましては、こうした独自に実施できるセキュリティ対策の検討も踏まえながら、ガバメントクラウドへの移行に対応してまいりたいというふうに考えてございます。

次に、財政面への貢献と余剰人員の取り扱いにつきましては、今般策定しました「大仙市DX推進ビジョン」においても、行政運営の効率化を大きな方針の一つに位置付けており、とりわけ、業務の効率化は最も重要な取り組みと考えております。

国県支出金を財源とする事業につきましては、その事業実績により財源も調整されることが原則でございますが、複数の事業がパッケージとなっている一部の交付金事業等につきましては、削減した事業費を他の事業に振り向けることが可能なケースもあり、一般財源へのプラスの寄与が想定できます。

また、議員が例示されます事業などにおきましては、効率化による貢献が、より数値としての把握しやすいものと考えます。

議員ご指摘の業務の効率化の取り組みでは、その効果等について、可能な限り数値等で明らかにしながら進めることが大事だというふうに考えております。

また、DX推進により余剰人員が生じた場合の対応についてであります。DX推進ビジョンでは、デジタルを活用し、市民の皆様の利便性の向上やデータの利活用による新たな価値の創出に取り組んでいくこととしております。

行政運営の効率化は、こうした新たな業務にも対応する職員を確保していくための取り組みでもございます。人員の削減を直接的な目的とするものではありませんが、市の組織体制や人員の配置とも連携させながら、DX推進ビジョンに掲げる行政運営の効率化を推進してまいりたいと考えております。

次に、生成AIに関する評価についてでございますが、アメリカのOpenAI社が提供するChatGPTが無料公開されたことを契機に、対話型の生成AIでありますこのサービスの利用が、個人や民間企業を中心に爆発的に広がっております。自治体での活用も現在模索されております。

分野や範囲、目的を特定したAIは、既に多くの自治体で業務に取り入れられており、

本市においても、令和2年度より保育所の入所選考業務にA Iを取り入れておりますが、C h a t G P Tに代表される生成A Iは、膨大なインターネット上のデータを組み合わせ「創造」を可能にするもので、自治体業務においてもその活用に大きな可能性があるものと認識をしております。一方で、入力の内容や生成結果の利用などによっては、情報漏えいや他者の権利侵害など、法令違反の危険性も指摘されております。市といたしましては、国や他の自治体の事例も参考にしながら、生成A Iを活用する業務や分野と、そのルールについて定めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（後藤 健） 次に、伊藤教育長。

○教育長（伊藤雅己） 教育委員会の生成A Iの評価に関する質問につきましては、教育委員会事務局長に答弁させますので、よろしく願いいたします。

○議長（後藤 健） 山信田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（山信田浩） 次に、教育委員会としての生成A Iの評価につきまして、ご答弁させていただきます。

生成A Iは、先ほどの佐藤副市長の答弁にもありましたとおり、その活用に大きな可能性があるものと認識しておりますが、インターネット上の情報を基にしている生成A Iの活用に当たっては、著作権やライセンスの問題、あるいは個人情報の流出や情報の正確性などの問題があり、教育委員会といたしましては、内容を整理し、一定のルールを定めながら利用することが必要と考えております。

学校での利用については、子どもたちの思考力や創造性などへのマイナスの影響が指摘される一方で、学習指導要領で求められている情報活用能力向上のための有効な手段となるなど、様々な議論があります。また、教職員にとっては、業務の効率化が図られるのではないかとの期待の声もあります。文部科学省では、生成A Iの学校現場での利用に関するガイドラインの策定を進めており、夏前をめどに公表することとしております。

現在、市内の小・中学校において生成A Iの技術を授業に取り入れている実践例はありませんが、こうした状況を踏まえると、学校での利用については慎重な対応が必要であると考えています。

一方で、子どもたちは、家庭でもタブレットを利用しており、この技術は既に身近なものとなっております。市教育委員会といたしましては、引き続き、現状把握と情報収

集に努めるとともに、今後、文部科学省から出されるガイドラインの内容を踏まえながら対応してまいります。

以上でございます。

○議長（後藤 健） 再質問はありませんか。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、石塚議員。

○17番（石塚 柏） 皆様のご家庭には、包丁何本か持ってると思うんですよね。この包丁って、場合によっちゃあ人も殺すわけですよ。しかし、毎日、主婦が使っているわけですね。法律では、刀剣、刀ですね、こういったものの規制はあるんですけど、包丁については規制ないんですね。去年からChatGPTの報道があって、毎日、新聞に載るわけですよ。利便性を訴える。一方においては、プライバシーだ、秘匿性だ。イタリアでは一度やめたじゃないかとかね、いろんなことをいいますけれども、私はその時いつも、包丁と同じだなと思ってらるんですね。ですから、いつか改良を加えて、どこの家でも、どこの子どもたちでも使う。例えば、私だって今回、これを作るために利用させてもらっているわけですね。ということで、ぜひですね、消極的にならないようお願いをして、答弁は結構でございますので、この項についての質問を終わりたいと思います。

○議長（後藤 健） 次に、2番の項目について質問を許します。

○17番（石塚 柏） すいません、なかなか病気がちで、声帯の調子が良なくて、お聞き苦しいと思いますけれど、よろしくお願いします。

それでは、定員適正化計画についてお尋ねいたします。

大仙市の定員適正化計画は、財政計画などと並んで市の重要な計画の一つです。市では、平成18年12月に第1次定員適正化計画を策定し、平成17年から平成25年の間に403名の職員の減少という結果になりました。続く第2次定員適正化計画を、平成26年から平成30年までの5カ年間の計画を策定しております。この間、一定の成果が上がっていると思いますが、その内容を教えてください。

また、総務省の通達で、定員適正化計画が全国の自治体で策定しておりますけれども、この定員適正化計画の「適正」とは何を指しているものでしょうか。単純に職員の数ですか。あるいは職員の体質、組織文化、人件費等を含めて対象にしたものでありましょうか、お尋ねをいたします。

次に、大仙市は類似団体との比較で、横手市、由利本荘市、お隣であります。今後、どの程度の全体の職員数を考えながら、採用人数を決めていかれるのでしょうか、お尋ねをいたします。

次の質問です。

先頃大仙市で開催されました講演会で、DXの専門家は、地方自治体の実施すべきこと、考えるべきことの中で、将来は半分の人手でも運営を維持・発展していけるようにすべきだと指摘をされております。しかし、現実には、DXで効率化ができて、法律上、公務員は減員できません。現在いる職員をそのままに、採用数を抑制して、職員の数を減らそうとすれば、人事上に歪みが生じてしまいます。一方、定年の延長で増員の圧力がかかっております。この難題を、どうされるのでしょうか、お伺いいたします。

次の質問をさせていただきます。

地方自治体の人事の運営は、定員数の数の字があまりに目につきます。定年に近い世代と中堅職員の育成が大切と考えます。「学び直し」を含めて、どう人を育てていくのかお尋ねをいたします。

以上、よろしくご答弁をお願いいたします。

- 議長（後藤 健） 2番の項目に対する答弁を求めます。老松市長。
- 市長（老松博行） 石塚柏議員の二つ目の発言通告であります「定員適正化計画」に関する質問につきましては、総務部長に答弁をさせますので、よろしくお伺いいたします。
- 議長（後藤 健） 福原総務部長。
- 総務部長（福原勝人） 質問の、定員適正化計画についてお答え申し上げます。

はじめに、第2次定員適正化計画の成果につきましては、本市では、合併直後の過大な職員数を是正し、また、効率的な行政運営と財政の健全化を図るため、議員ご指摘のとおり、定員適正化計画を策定し取り組みを行ってございまして、この結果、第1次計画では総職員数が403名減員となり、第2次計画においては、平成30年度までに、職員総数が221名減員となっております。

なお、平成24年度当時、全ての市区町村を対象として、人口と産業構造を基準に設定された、いわゆる類似団体における職員数の平均が、人口1万人当たり73.53人であるのに対し、当市は99.68人であり、この時点で約26人の超過となっておりますが、第2次定員適正化計画を経て、直近の令和4年度には、類似団体が平均87.3人であるのに対し、当市は91.47人と、約4人の超過というところまで差

が縮まっております。さらに、人件費総額を比較した場合、平成26年度に約79億7,770万円であったものが、令和4年度には約61億9,060万円まで、およそ17億8,710万円の縮減となっております。

また、何を以て「適正」と捉えるのかとのご質問でございますが、市の人口規模や財政状況及び業務の総量に見合った職員数を「適正」というふうに捉えております。具体的には、ただ今申し上げました類似団体における職員数の平均値が指標の一つになるというふうに考えております。

次に、今後の職員数の想定と、これに基づく採用数の決め方につきましては、定年延長制度の影響などから中長期的に職員数を設定することは、現状、難しいものと考えておまして、当面は、年度ごとに適正な職員数を見極め、定年延長となる職員の動向を早期に確認し、これを前提に採用者数を調整していく方針であります。

次に、DX推進による業務効率化に伴う減員の必要性と定年延長による増員の圧力につきましては、ご指摘のとおり、DX化やアウトソーシングといった取り組みを進めることで将来的に業務量を減らすことができるものと考えておりますが、一方で、複雑化・多様化する行政課題への対応などにより、業務が増加傾向にあります。先ほど、人件費について、平成26年度と令和4年度を比較し、縮減状況をご説明いたしましたが、同じ年度において時間外勤務手当のみを比較いたしますと、約3,000万円増加しております。職員1人当たりの業務負担が増えている状況が見て取れるわけでございます。

今後、少子高齢化の影響で就職が売り手市場となる傾向が強まるなか、優れた人材を確保するため、職員のワークライフバランス、これを充実させることも重要というふうに考えております。

とは申しながらも、長期的には、今後、人口減少が続くことが見込まれますので、これに伴う財政への影響を考えると職員数を減員せざるを得ない状況にあると存じます。

また、定年延長制度の運用に際し、当初、定年退職者が発生しない年がありますが、この場合、新規採用者数を抑制しなければ職員数が増員となります。しかし、こうした対応をした場合、職員の年齢構成に歪みが生じ、組織全体としてバランスを欠く状態に陥ることから、将来を見据え毎年20名程度の新規採用者を確保していきたいと考えております。

次に、定年に近い世代と中堅職員の育成につきましては、定年延長制度の運用により、管理監督職員が60歳年度をもって役職定年となり、以降は一般職員として業務を行う

ことになるため、特に私のようなこの年代の職員を対象としたリスクリング等の研修を実施するとともに、DX化により今後業務が大きく変わる際には、中堅職員も含め、これに携わる職員への研修が必要と考えており、多様化する市民ニーズに対応できる人材育成に努めてまいります。

今後につきましては、定年に近い世代の職員が、これまでの行政事務によって培ってきた経験・能力を現場で十分に発揮し、他の職員と共に活躍できる人員配置等にも留意し組織力の向上に努めてまいります。

以上です。

○議長（後藤 健） 再質問はありませんか。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、石塚議員。

○17番（石塚 柏） ありがとうございます。この定員適正化計画、お隣の横手市、それから本荘市、類似団体、偶然ですね類似団体として同じテーブルに乗っかっていて、そうたいして差は、前と比べて、10年前と比べて全然違って、改善はされているんですが、一方ですね、由利本荘市さん、横手市さんは、第3次の定員適正化計画、第4次の定員適正化計画を作っているわけですよ。今、総務部長からご答弁いただいたんですけど、あれ、もしかして、あと定員適正化計画、作らないのかなと。毎年作るから、さっきの答弁のやり取りで報告があったとかなかったのか、ややこしいことにはなりやしないかなというふうな心配もございます。民間企業において中堅企業で要員計画立てます。いろんな検討の方式もあります。そして横手市さん、由利本荘市さんの今の定員適正化計画ですね、減らすっていつてるんですよ。30名、40名減らすといつている。そういったことも含めてですね、今日こういうふうにしますということをおっしゃるとは言いませんが、そのあたりを含めてですね、一度検討願えませんか。よろしくお願ひします。

○議長（後藤 健） 再質問に対する答弁を求めます。福原総務部長。

○総務部長（福原勝人） 石塚柏議員の再質問にお答え申し上げます。

他自治体の定員適正化計画に対する本市の見解ということでございますが、自治体ごとに職員の年齢構成や職員数など、置かれている状況が違うため、比較をするとすれば先ほど申し上げたように類似団体における人口1万人当たりの職員数ということになるかと思ひます。たまたま横手市も由利本荘市も同じでございます。いわゆる類似団体

同士でございまして、そうした状況の中、両市は第3次、第4次の定員適正化計画を策定して、三、四十人減らすということをおっしゃっておられるわけですが、令和4年当初の先ほど申し上げましたとおり、人口1万人当たり大仙市は91.47人、職員数が、これ、横手は105.11人、由利本荘市にいたっては115.9人です。従いまして、この時点で既に大仙市よりも10人以上、人口1万人当たり多いということで、これを実数に直しますと七、八万ということになりますので、既に七、八十人、我々は少ないというなかでやっておるという状況でございます。そうしたところで、その三、四十人減らすという計画は、これは至極当然なお話であろうかと思っております。

また、その定員適正化計画が今後作られないのではないかということ、ご懸念でございますけれども、決してそういうことを考えているわけではございませんで、ただ、今考えておりますのは、働き方が多様化いたします。短時間の職員も増えてまいりました。再任用等々ですね。従いまして、頭数だけで論じられる時代は、もう既に終わっております。職員の総労働時間数でもって、今度は測っていかなければ正確なところは出てこないのではないかということで、このあたりも研究しつつ、新たな定員適正化計画がどうあるべきかというのを考えてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（後藤 健） 再々質問はありませんか。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、石塚議員。

○17番（石塚 柏） 総務部長からですね、1年ごとやるから適正化計画をやらないということ言ってるんじゃないというふうに答弁をいただいたような気がします。この後、やり取り、普段365日お付き合いしているわけですから、よろしく願いしたいと思います。

最後にですね、市長、よろしいでしょうか。このDXと、いわゆる生成AI、それから定員適正化計画、これ全部私はですね、つながっていると思ってるんですね。これから市で仕事のやり方をですね、変えていかない限り、このさっき言った定年延長もしますよと。どんどんどんどん専門家からいわせれば、職員半分にしたらいいいじゃないかってような話も出てくる。これ、答え出てこないと思うんですね。答えは、やっぱり仕事

のやり方、それから民間であっても、いつまでも同じように何か食物作ってればいいということではなくて、加工の仕方を変えなきゃいけないということで、真剣にやっていかないと、私はやっぱり本当に大仙市、私の孫戻ってきていいもんだべがなど、今、他県に行ってますけどね、そんな気持ちなんかがあるわけですよ。行政の責任者として、もしお考えがあれば、この三つがそれぞれ関連し合って市政を運営していかなければならないということに對しまして、お考えがございましたらぜひお聞かせを願いたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（後藤 健） 再々質問に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 石塚柏議員の再々質問にお答え申し上げたいと思います。

私は、個人的に今、対話型生成A Iといいますかね、C h a t G P Tを使っております。これはね、先日の記者会見でも聞かれて、そうお答えしておりますけども、ただ、このC h a t G P T、対話型生成A Iですね、総務部長が答えたとおおり、一定の何ていいますかね、ルールなり、それから市の方で使う場合、分野も気をつけないといけないのではないかという答弁ありましたけども、全くそのとおおりだと思います。そうした意味で、今、市の方も研究をね、始めているというふうに私は思っております。

そんなことで、今、再質問の中では、定員適正化計画、それから生成A I、それからD Xですかね、デジタルトランスフォーメーション、これ全てですね私も関連があると思っております、目的といいますか行政の効率化、市民サービスの向上のために役立つような使い方で、この三つをですね、使っていきたいというふうに思っております。

○議長（後藤 健） これにて17番石塚柏議員の質問を終わります。

【17番 石塚柏議員 降壇】

○議長（後藤 健） 以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日はこれをもって散会し、明日、本会議第3日を定刻に開議いたします。

大変お疲れさまでした。

午後 2時06分 散 会